

# 改正大気汚染防止法モデル事業に ご協力ください

大気汚染防止法が改正され、令和3年4月よりアスベスト規制が強化されます<sup>※1</sup>。都では、改正法施行後の解体等工事現場での作業がどのようなものとなるかモデル事業を実施し、改正法施行前に事業者の皆様にご体験いただきたいと考えております。このモデル事業にご参加いただける事業者を募集しております。

なお、モデル事業の結果は、国や都がマニュアル等を作成する際に参考とするなど、改正法の円滑な運用方法の検討に活用させていただきます。



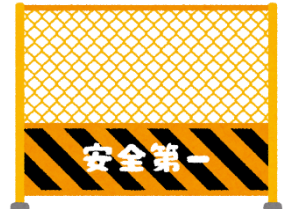
## 調査参加のメリット

- 改正法施行前に、改正法の手続きや作業基準に沿った工事を経験することができます。
- 実際の工事現場で、改正法に関する疑問点を都職員に質問できます。

## ご協力いただく事項

ご参加いただいた場合、1～複数か所の工事現場で、法改正後の手続きや作業基準などの規制内容に従って、解体等作業を実施していただきます。

- 事前調査結果の電子メールによる報告<sup>※1※2</sup>
- 法改正後の規制内容に従った工事の実施
- 法改正後を想定した立入検査等への協力<sup>※3</sup>
- 大気濃度測定場所の提供（実施可能な一部の現場のみ）



## 参加を希望する場合は

下記まで電話または電子メールでご連絡ください。

東京都環境局環境改善部大気保全課大気担当  
電話 03-5388-3492（直通）  
e-mail S0000722@section.metro.tokyo.jp

電子メールの場合はタイトルを「モデル事業参加希望」としたうえで、本文に会社名、担当者名、担当者所属部署、連絡先電話番号、メールアドレスを記載ください。

## ●募集対象 令和2年度中にモデル事業が実施できる工事

- ※1 改正法のうち、事前調査結果報告制度は令和4年4月、一定の知見を有する者による事前調査の実施は令和5年10月からそれぞれ施行される予定です。
- ※2 実際の報告制度は環境省が準備するシステムにより事前調査結果を報告することになりますが、今回はメールにより模擬的に行っていただきます。
- ※3 現場では事前調査結果の確認を行います。また、アスベストアナライザーによる建材の測定を行う場合があります。